

<中央銀行の例外的な流動性オペレーション>

【関連条項】第 98 条第 2 項

第 98 条-Q5 「市場全体にストレスが生じている場合又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に中央銀行等が特別に実施するオペレーション等」とは具体的に何を指しますか。(令和 3 年 3 月 31 日追加、令和 3 年 11 月 29 日修正)

(A)

日本銀行の場合は、市場全体のストレス時又は例外的なマクロ経済上の課題があるときに、日本銀行がそのマンドートを達成するために特別に実施する、非標準的かつ一時的なオペレーション等が対象となります。

具体的には、現在のところ、以下のオペレーション等が該当します。

- ・ 成長基盤強化を支援するための資金供給
- ・ 貸出増加を支援するための資金供給
- ・ 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
- ・ 共通担保資金供給オペレーション（貸付期間が 6 か月以上であるものに限ります）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション
- ・ 気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション

外国中央銀行等の場合は、対象国の流動性比率規制上の定めに従うものとします。